

2. 歴史的存在としての私たち(2)―嵌め込まれる身体

2026. 4.20. 大橋 幸泰

はじめに

私たち(現代人)のなかに刻印されている歴史性

何を犯罪と考え、どんな刑罰が科されるか？

→犯罪と刑罰を材料に、現代人に刻印されている歴史性について考える

1. 犯罪と刑罰

(1) 前近代の刑罰

前近代、刑罰の基本／排除刑

近世(江戸時代)の場合

- ・死 刑／死罪、そのうえでさらに重い罪には磔・獄門
- ・追放刑／遠島、重追放、中追放、軽追放、江戸十里四方追放、江戸払、所払
(そのほかに、敲、入墨、手鎖、過料、叱り)

→過料・叱りなどの軽い刑罰を除いて、すべて基本的には共同体(or 社会)からの排除

前近代の犯罪／共同体との関わりで規則違反とされること、共同体の秩序を乱すこと

→共同体に対する「詫状」／それで許されない場合は、共同体からの追放

*打ちこわし／権力に擦り寄って、村共同体の利益に背く行為を行った者に対する民衆的制裁

(2) 近代の刑罰

近代(明治時代)以降、刑罰の基本／懲役刑

近代における監獄登場の前提／寛政改革の一環として、人足寄場の設置(1790 年)

*その背景に、18C 中以降、無宿・博徒などの社会的逸脱層(犯罪予備群)の増加／商品経済の展開にともなう、百姓の階層分解の進展がおもな原因

→幕末期、排除刑を基本とする刑罰体系の変更は不可避／犯罪予備群と見なされた無宿を人足寄場に強制収容／無宿の予防拘禁と更生を企図

→近代における監獄の誕生へ

*監獄則(1872 年)「獄トハ何ソ罪人ヲ禁鎖シテ之ヲ懲戒セシムル所以ナリ、獄ハ人ヲ仁愛スル所以ニシテ人ヲ残虐スル者ニ非ス、人ヲ懲戒スル所以ニシテ人ヲ痛苦スル者ニ非ス」

→実際には過酷な状態にあったが、監獄の基本精神は「懲戒」

*社会的逸脱層を囲い込み、矯正のうえ秩序の内部へ取り込むことを志向

近代の犯罪／国家(権力)との関わりで規則違反とされること、国家(権力)が設定した秩序を乱すこと

→国家(権力)の管理のもとに統制する方向を志向

*違式誅違条令(東京 1872 年、他府県 76 年以降)／裸体、肌脱ぎ、立小便、混浴など、民衆の生活慣行への規制

→犯罪と無縁の人びとの身体も拘束する

2. 規律化される身体

身体を規律化する機関の登場(19C 後)

(1) 軍隊

近世の軍隊／武士による暴力装置の独占

→近代の軍隊／四民平等(近世的身分制の解体)を経て、国民皆兵を企図した徴兵制により組織(1873 年)

→軍隊規律の徹底／整列、行進、敬礼、整頓(兵舎内の掃除／泥土・排泄物などの処理を含む)

→規律の慣習は、徴兵された兵士が除隊されたあと、彼らによって農村部へ

(2) 学校

近世の寺子屋／個別指導が基本、時間・教材・進度など個人差

＊特定の師匠に個人教授を受ける者の集合体

→近代の学校／一斉教授が基本

→軍隊をモデルに、整列・行進・敬礼・制服・髪型などの規則化

(3) 工場

近世の家内制手工業

→近代の生産活動／産業革命を経て、機械制大工業が進展

→生産性・効率性の向上のため、労働規律を確立

軍隊・学校・工場の三者、絡みつつ身体の規律化を促進

→それはあくまで国家本意

おわりに

前近代から近代へ／犯罪・刑罰の基軸が共同体から国家へと転換

＊共同体(地域社会)による排除から、国家(権力)による矯正へ

→近代国家は保護者の様相を帯びて民衆に向き合う／民衆生活への積極的介入、一律的な道徳の強調

→国家による身体の規律化が促進される

＊軍隊・学校・工場による規律化のほか、遅刻を許容しない観念、方言を矯正する標準語教育など

→近代における社会通念・常識の形成・定着へ

近代以降、人びとは国家による規律化のなかで生活

→長い時間をかけて、それが内面化された結果、空気のように当然のこととして私たち(現代人)の生活に
溶け込む／内包される問題性や矛盾に鈍感になっている

＊安丸良夫氏の指摘

「いったいこの私たちとは本当は何者なのか？歴史学はこうした問いにゆっくりと媒介的に応答しようとするひとつの技法である。」

【参考文献】

ミッシェル・フーコー(田村淑訳)『監獄の誕生』(新潮社、1977 年)

曾根ひろみ「民衆の罪と責任意識」(ひろたまさき編『日本の近世 16 民衆のこころ』中央公論社、1994 年)

安丸良夫『一揆・監獄・コスモロジー—周縁性の歴史学』(朝日新聞社、1999 年)

橋本毅彦・栗山茂久編『遅刻の誕生—近代日本における時間意識の形成』(三元社、2001 年)

荒川章二「規律化される身体」(『岩波講座 近代日本の文化史 4 感性の近代』岩波書店、2002 年)

【付 記】

・明日までに、Waseda Moodle から講義記録の提出を求める。